

スキマタイムズ

日本自立生活センター自立支援事業所 2014年11月27日発行 第44号

Thank you 2014 Thank you 2014 Thank you 2014

2014年12月17日(水)

18:30-20:30 (18:00 開場)

会場:九州料理 薩摩はやと

京都ヨドバシカメラ 6F

今年も本当にありがとうございました。

ー緒に食事とお酒を囲んで、一年を振り返る機会をもちたい と思います!

JCIL 本体、ワークス共同作業所、自立支援事業所、コミュニティサロン・ファーストステップの合同企画です。自立支援事業所の利用者・介助者のみなさんも一緒に楽しみましょう!ときどき見かける誰かの意外な一面が見えたり、新しい出会いがあるかも!?

参加費:3000円 (九州料理 5000円コース飲み放題つき)

申込み:12月10日(水)まで

下記 TEL·E-mail にてお申し込みください。





JCIL & リアライズ 合同研修報告会報告 〜東京・多摩市の障害者支援団体を訪問して〜

10月17日(金)京都テルサで JCIL&リアライズと合同で東京・多摩市の障害者支援団体の研修報告会をさせて頂きました。今回の研修では、多摩市にある「障害児を普通学校へ全国連絡会」「生活寮もぐさ」「知的当事者団体たこの木クラブ」「特定非営利活動法人 IL&アシスト」の4か所訪問させてもらい、団体の設立のお話や、現在の取り組みなどについてお話を伺ってきました。

最初にお互いの事業所の紹介と研修先4か所の紹介をした後に、この研修に参加したメンバーによる個人の感想を発表しました。その発表の中で、「支援者が当事者の人生について語ることは大事。言葉で伝えることが難しい当事者にとって、生き様、生い立ちを語れるということはすごく重要で、それがないと相手に伝わらない。」と言う発表がありました。なるほど!

「本人の生い立ちというか背景を知らない支援者ばっかりになってきて、どういう人生を送ってきたかも知らず、その方のことをうまく説明できないしその方が孤立してしまう。」とも言われていました。

歩んできた人生を語ってほしい方や言いたくない方もいると思います。だけど伝えることが難しい当事者にとって思い出などを残していくことも必要なんじゃないかと思いました。

ほかにも「余暇の過ごし方で、こちらから介入していかないと現場の介助者がどこいこうかなと 考えるのでは限界がある。」と言われていました。

「いつ・どこで・だれと」会いたいか。

「いつ・どこで・だれと」何をしたいか。

とっても大切なことで、当事者の小さなつぶやきをカタチにつなげていけるようにしていきたいです。報告会をしていろいろ振り返るきっかけになったのでよかったなと思いました。



報告会に来て下さった方々、 そして報告会の準備を手伝っ て下さった方々、本当にありが とうございました。

(山内眞美)



こころとからだをすっきり!ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか?ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。 その日の身体がどんなふうに動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。ぜひ参加してみてください♪

講師は石田久美さんです。

★ヨガ:全身をうごかすヨガ

日 時:12 月 16 日(火)18:15-19:30(OPEN18:00)

場 所:油小路事務所2F

持ち物:動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費:無料

*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。

総合支援法に変わったよ! えっ、ほんき? Part38

自立生活満喫中のリツコさん でもあんまり難しい話は苦手・・・



わぁ~。ほんまに早いなぁ。 12月は選挙もあるらしいね。あわただしいなぁ。

あぁ、前回、興味深いところで終わったやつ。 「差別の正当化」がどうのこうのとか。

「差別容認法」!?うわ!なんかおそろしい! どういうことなん?

ふん、ふん。

ようやく、差別解消法によって、障害者への差 別の禁止が具体化されるということなんやね。

でも…?

うーん…それは耳が痛い話!

うん。いろんな検討をして、努力してくれはったんやったら、仕方ないこともあるかも。

そうかぁ。

どうしても対応できひん場面はあるもんなぁ。

なるほどね。深いなぁ。 これから将来にわたって、社会から障害者差 別をなくしていくための法律なんやね!



障害者制度改革について 勉強中のタクオさん 小難しいこともやさしく(?)解説

あっというまに11月もおわりやー! もうクリスマス、年の瀬シーズンだね!

ほんまやね。今日はとりあえず前回の話の続き。差 別解消法の「基本方針」についてだよ。

そうそう。この「差別の正当化」の議論が、けっこう差別解 消法の肝(きも)にあたるところ。ここの解釈次第で、差別 解消法が、差別容認法にだってなってしまうんだ。

うん。この差別解消法っていうのは、基本として、障害者基本法(第4条)の差別の禁止の原則を具体化するもの」と言われている(11月10日付け基本方針案)。この法によって、合理的配慮の否定を含む、あらゆる形態の差別が禁止されてるんだ。(権利条約)

そうやね。この法によって、障害者への差別とはどんな行為を指すかの基準が明確に示され、そうした行為は禁止されることになる。でもね・・・

でも、差別をせざるをえないような、どうしようもない事情だってあるわけだ。たとえば、JCIL事業所のエレベーターはサイズが小さいので、かなり大きな車いすに乗ってる人など利用できない人もいるんだ。この場合、合理的配慮を求められたら、ひょっとしたらもっと大きいエレベーターに付け替えないといけないかもしれない。

でも、付け替えができない事情だったあるわけだよね。

そうやね。ほんとにいろんなこと検討してくれて、いろいろ試 したり、将来には改善する姿勢が見えたら、まだ許せるかもし れない。ほんとにやむをえない場合は、差別が許容される場合 もあるということも、法では規定されるんだ。

うん。でも、それを野放しにしてはいけない、というのが、 差別解消法の姿勢。差別の正当化に安住してはいけない。 ちょっとずつでも、差別の解消に向けて対話ややりとりを重 ねていくことが大切とされるんだ。 第2回

共に安心して暮らせる京都デザインフォーラム

~障害があることによって困ること、いやな思いをすることがない社会のために~

2014年12月6日(土)13:00-16:30(開場12:30)

会場 ラボール京都〔京都労働者総合会館〕大ホール

参加費 300円

スピーチ 私たちの京都 条例のある街 弁護士 民谷渉さん インクルーシで 教育と 京都の現状 〔インクルーシで 教育を考える会〕

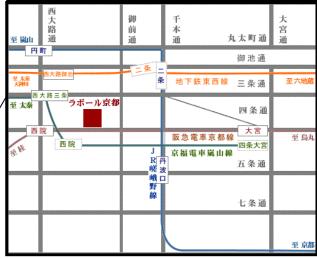
一緒に働く!悩み、工夫、成長一共に働き、育ちあう企業視点~〔久田和泰さん有限会社シオンフラワーショップ KAZ 代表取締役〕

暮らしのなかで わたしたちが 困っていること (ピープル ファースト京都) 大切なからだと こころ、私の人生 -障害のある女性として-〔京都実行委員会 女性部会〕

阪急京都線「西院」下車東へ徒歩 5 分 京福電鉄「西院」下車東へ徒歩 5 分 市バス「四条御前」下車すぐ 「西大路四条」下車東へ徒歩 5 分 駐輪場・駐車場はありませんので、交通機関を

ご利用ください。





** 主催 障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会 ***

〒601-8036 京都市南区東九条松田町 28 メゾングラース京都十条 101 日本自立生活センター気付

TEL: 075-671-8484 FAX: 075-671-8418 E-mail: icil@cream.plala.or.ip

担当: 矢吹•村田